

## 公的資金に関する規則

平成19年2月20日  
制定

改正	平成20年4月14日 平成22年3月16日 平成24年2月24日 平成26年3月4日 平成27年2月6日 平成28年2月16日 2018年10月30日 2019年12月27日 2022年9月27日	平成21年3月24日 平成23年3月8日 平成25年2月15日 (含・題名改正) 平成26年4月15日 平成27年4月21日 平成30年1月23日 2019年1月15日 2022年2月1日 2023年3月24日 (含・題名改正)
----	--	--

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この規則は、慶應義塾または慶應義塾の教職員（以下、「事業担当者」という。）が国、地方公共団体またはその外郭団体等から公的な補助金の交付を受けて、あるいは公的な事業を受託して、学術研究、教育（以下、総称して「事業」という。）を遂行する際に、その資金の使用および管理を適正に行うことを目的とする。

#### (事業担当者の責務)

第2条 事業担当者は、事業が社会から負託された公共的、公益的な知的生産活動であることを念頭において本規則を遵守するとともに、資金の使用に関して、説明責任を有することを踏まえて、公正かつ効率的な使用に努めなくてはならない。

#### (公的資金の定義)

第3条 ① 公的資金とは、次の各号を除き、国、地方公共団体またはその外郭団体等から、慶應義塾または事業担当者に交付される補助金、委託される受託費等をいう。本規則の適用対象は公的資金の直接経費（以下、「資金」という。）に限る。

1 私立大学等経常費補助金、施設・装置・設備にかかる文部科学省の私学助成。ただし、私立大学等経常費補助金特別補助「戦略的研究基盤形成支援事業」は公的資金の事業として取り扱う。

2 慶應義塾の一貫教育校の扱う公的資金

3 民間資金、寄付金、国際機関および外国政府からの資金

② 資金の使用に当たっては、「慶應義塾における資金の支出に関する規則」等、慶應義塾の関連諸規程を遵守するものとする。

#### (間接経費および一般管理費)

第4条 ① 間接経費の使用については、「間接経費の取り扱いについて（塾内申し合わせ）」により行う。

② 一般管理費の使用については、「外部研究資金のオーバーヘッドに関する申し合わせ」（2012年3月16日大学評議会承認）により行う。

#### (公的な補助金に関する法令等の遵守等)

第5条 事業担当者は、公的な補助金の執行に当たっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）、およびこれに基づく法令ならびに交付決定通知書（契約書を含む）に記載された事項等を遵守しなければならない。

#### (事務担当部門および資金管理責任者)

第6条 事務担当部門は、原則として各キャンパスの学術研究支援部門とし、教育に関する事業の場合は学生部門（グローバル本部を含む）と協働する。資金管理責任者は、「慶應義塾経理規程」第9条に定める経理単位責任者とする。

#### (内部監査の実施)

第7条 資金の適正な使用を確保するため、必要に応じて業務監査室が内部監査を実施する。

#### (不正使用による資金の返還)

第8条 事業担当者の不正な使用による資金の返還が生じた場合は、当該事業担当者が負担することを原則とする。

### 第2章 資金執行の手続

#### (資金の使用開始)

第9条 資金の使用開始は、「慶應義塾における資金の支出に関する規則」に定めるところによる。

#### (資金の翌年度における使用)

第10条 交付決定時に予想し得なかったやむを得ない事由で、当該年度内に事業の実施が完了しないことが明らかになった場合、資金の繰越が制度として認められる場合には、繰越申請の手続を行うことができる。

#### (資金の使用範囲と流用制限)

第11条 当該事業と直接関係ない支出または計画調書等に記載した範囲を逸脱する支出は原則として認められない。資金元で定めた流用制限を超える支出が見込まれる場合は資金元に対して所定の手続を行うものとする。

#### (会計手続)

第12条 ① 資金の会計手続および支出基準については、「慶應義塾における資金の支出に関する規則」に定めるところによる。

② 預り金勘定による資金（文部科学省科学研究費助成事業等）で備品を購入した場合は、慶應義塾への寄贈手続の後、資産登録を行う。

### 第3章 規則の改廃

#### (規則の改廃)

第13条 本規則の改廃は、学術研究支援部が必要な部門と協議のうえ、常任理事会の議を経て塾長が決定する。

#### 附 則

- ① この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- ② この規則は、施行後1年を目処に見直すものとする。
- ③ この規則の施行にともない「科学研究費補助金研究者用「使用ルール取扱要領」(慶應義塾大学分)」、「慶應義塾大学文部科学省科学研究費補助金支出基準」を廃止する。

附 則 (平成20年4月14日)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月24日)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月16日)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月8日)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年2月24日)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年2月15日)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月4日)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (2019年12月27日)

この規則は、2020年4月1日から施行する。

附 則 (2022年9月27日)

この規則は、2022年10月1日から施行する。

附 則 (平成26年4月15日)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年2月6日)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年4月21日)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年2月16日)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年1月23日)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (2018年10月30日)

この規則は、2018年11月1日から施行する。

附 則 (2019年1月15日)

この規則は、2019年4月1日から施行する。

附 則 (2022年2月1日)

この規則は、2022年4月1日から施行する。

附 則 (2023年3月24日)

この規則は、2023年4月1日から施行する。